小田急ポイントサービス特約

第1条(特約の目的)

- (1)当社は、会員に対し、会員規約第5条に定める付帯サービスの1つとして、当社が指定する小田急ポイントサービス加盟店(以下「ポイント加盟店」といいます。)において本特約の規定に従って利用することができるサービス(以下「ポイントサービス」といいます。)を提供します。
- (2)ポイントサービス以外の事項に関しては、会員規約および小田急ポイントカード特約に従うものとします。

第2条(カードの利用特典)

- (1)加盟店で、商品・権利の購入、サービスの提供を受ける際、会員には次のとおりポイントが付与されます。
 - ①お買上げ・ご利用ポイント
 - ア. ポイント加盟店でカードを提示することにより、お買上げ・ご利用ポイントが付与されます。
 - イ. ポイント加盟店によりポイント付与率や対象商品・サービス、対象となる支払方法、付与日など の付与方法が異なります。
 - ウ. 他のポイントを含む優待および割引制度を利用した場合、ポイント付与はされません。
 - ②クレジットご利用ポイント
 - ア. 加盟店でカードによるクレジット決済をしたとき、カード決済金額に応じて、クレジットご利用ポイントが付与されます。
 - イ.クレジットご利用ポイントは、利用代金明細書に表示され、約定支払日に付与されます。ただし、 ショッピングリボ払い・ショッピング分割払いを指定したときには、初回の約定支払日に当該お 買い上げ金額の全額相当分のポイントが一度に付与されます。
 - ウ. カード年会費、キャッシング1回払い、キャッシングリボ払い等金融商品の利用分、その他当社がポイント対象外と指定する利用分は、ポイント付与の対象となりません。
 - ※ポイント加盟店を除く加盟店においてクレジット決済をしたときには、①のポイントは付与されません。
 - ※JALカード OPクレジット会員は、一部のご利用分のみ②のクレジットご利用ポイントが付与されます。
 - ③ポイントの合算

上に掲げる、本会員の利用によるポイントと家族会員の利用によるポイントは合算されます。

- (2)会員は以下のとおりポイント加盟店でポイントを利用することができます。
 - ①ポイント加盟店におけるポイントの利用方法は、以下のとおりで、ポイント加盟店により方法が異なります。
 - ア.1ポイント単位で、ポイントを商品・権利、サービスの代金に直接充当する方法
 - イ. 当社が指定する商品・サービス(ポイント還元商品)に引き換える方法
 - ウ. その他当社またはポイント加盟店の指定する方法
 - ②合算したポイントは、本会員、家族会員のいずれのカードからでも利用できます。
 - ③ポイントの利用方法にかかわらず、釣銭はお出しできません。
 - ④ポイントは現金との引き換えはできません。
 - ⑤ポイントの利用除外品は、タバコ、商品券、各種プリペイドカード、各種ギフト券、切手印紙、その他の加盟店が指定するものとします。

第3条(ポイントの積立期間・有効期限)

- (1)ポイントの積立期間は本会員の入会月から翌年同月末日までを初年度とし、次年度以降については、 初年度終了月末日の翌日から1年間を各年度として、この各年度をポイント積立期間とします。ポイン トの積立は年度毎に終了し、年度を越えるポイントの持ち越しはできません。
- (2)ポイントの有効期限は、積立期間終了後3カ月間とします。
- (3)本特約第4条の処理により、ポイントがマイナスになった場合のポイントは次年度に持ち越されるものとします。

第4条(返品・取消時の処理)

- (1)ポイント加盟店において購入した商品・権利および提供されたサービスを、会員の都合その他の事由で返品・取消した場合は、レシートとともにカードを提示し、当該付与ポイント数を累計ポイントから差し引くものとします。なお、ポイントがマイナスになった場合には、当社が認めた場合を除き、マイナスポイント数に相当する現金を請求します。
- (2)商品・権利の購入およびサービスを受けた際に、ポイントの利用があった場合には、ポイント加盟店による同数のポイント、またはそれに相当する現金にてお戻しします。
- (3) クレジットご利用ポイントの減算が生じる場合は、減算相当分のポイントを当該返品の精算月の約定支払日に差し引くものとします。

第5条(ポイント照会)

会員は、当社所定のウェブサイトやスマートフォンアプリ、小田急ポイント専用デスク (0422-35-9003) にてポイントを確認できます。また、加盟店によっては、お買い上げレシートにて確認できるものもあります。

第6条(カード再発行時のポイント)

会員がカードを破損またはカードが磁気不良で読取不可能となり、当社がカードを再発行した場合には、 それまでの有効ポイントは再発行したカードに移行されます。ただし、カードの紛失・盗難が発生した場合、第三者に利用されたポイントおよびポイントの失効について当社は一切の責任を負いません。

第7条(業務委託)

- (1)会員は、当社が当社の指定する委託先(以下「指定委託先」といいます。)に対して、次の業務を委託することを予め承諾するものとします。
 - ①ポイントの加算・利用にかかわる業務
 - ②ポイントの情報処理・電算機処理に附随する業務
 - ③その他ポイントにかかわる業務のうち当社が指定したもの
- (2)会員は、当社が前項の指定委託先に対する委託業務の範囲を追加・変更することがあることを予め承諾するものとします。
- (3)会員は、指定委託先が本条第1項の業務を行うために必要な範囲で、会員に関する情報を当社が指定委託先に提供することを予め承諾するものとします。

第8条(ポイントサービスの一時停止・ポイント失効・ポイントの取り消し)

- (1)会員が退会又は会員資格を喪失した場合、ポイントの残数・利用累計金額に関する権利を喪失するものとします。
- (2)当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当社の選択により、ポイントサービスおよび クレジット機能の全部または一部の利用を停止させることができるものとします。なお、本条第2項第 2号に該当する場合には、利用停止措置の実施の有無を問わず、会員に付与する予定のポイントを取り 消し、または既に付与されたポイントの全部または一部を失効させることができるものとします。
 - ①会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき

- ②ポイントを不正に取得しもしくは取得しようとし、または、不正に利用したと当社が判断したとき
- ③ポイントサービスの運営を妨害したとき
- ④会員規約および本特約に違反したとき
- ⑤その他、当社がポイントサービスの利用を不適切であると判断したとき

第9条(当社の免責事項)

- (1)ポイントサービスの利用に関連して、会員に損害が生じた場合(ポイント還元商品の欠陥による損害を 含みますが、これに限られません。)であっても、当社およびポイント加盟店は、故意または重過失ある 場合を除き、いかなる責任も負わないものとします。
- (2)本特約第2条に定める利用特典の内容は、当社または加盟店の都合により、会員への通知なしに、追加、 削除、変更または一時停止されることがあります。この場合でも、当社および加盟店は、故意または重 過失ある場合を除き、いかなる責任も負わないものとします。
- (3)ポイントサービスにおいて、天災地変等、当社の責任に帰すべからざる事由から会員に生じた不利益等について、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (4)当社が会員に対して損害賠償責任を負う場合、当社が賠償する損害は、通常かつ直接の損害に限り、間接損害、特別損害、付随的損害、派生的損害、逸失利益については、当社はいかなる場合も責任を負わないものとします。

第10条(本特約およびその改定)

本特約に定めのない事項は、会員規約の規定に準ずるものとします。また、本特約の改定は、会員規約 第49条「会員規約およびその改定」にかかる条項が準用されます。

2024年 3月現在